



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
4月3日
第704号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

公金の収納事務の委託(税政課).....	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定(循環社会推進課)...	1
地域森林計画の変更の公表(森林政策課).....	2
水源森林地域の区域の変更(森林政策課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	3
コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務の委託(商工政策課).....	3

○ 公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告(農政課).....	3
一般競争入札の公告(イノベーション推進課).....	5

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東).....	7
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖北).....	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖東).....	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(湖東).....	8

告 示

滋賀県告示第191号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を次のとおり委託した。
令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社電算システム
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 県税ならびにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年9月3日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第192号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

指 定 区 域	埋立地の区分
米原市杉澤字北川原174番3の一部、176番1の一部、177番の一部、177番1の一部、179番の一部、179番1、179番2の一部、179番3の一部、180番1、180番2の一部、181番1、181番2の一部、182番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条

の一部、183番3の一部、184番1の一部、184番3の一部、185番1の一部、185番3の一部	の2第1号の埋立地
--	-----------

滋賀県告示第193号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき湖北地域森林計画(計画期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで)を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表する。

この関係書類は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県湖北森林整備事務所、滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所および湖北森林計画区内の各市町役場に備え置き一般の縦覧に供する。

なお、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/329974.html>)でも閲覧することができる。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第194号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき湖南地域森林計画(計画期間 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで)を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表する。

この関係書類は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所および湖南森林計画区内の各市町役場に備え置き一般の縦覧に供する。

なお、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/329974.html>)でも閲覧することができる。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第195号

滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号)第6条第1項の規定に基づき指定した水源森林地域の区域を、次のとおり変更する。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

水源森林地域の区域を変更する区域 次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県湖北森林整備事務所および滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第196号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
レモネードキッズ近江八幡	近江八幡市鷹飼町1485-8 O・Hプラザ アウル1階	社会福祉法人 檸檬会	和歌山県紀の川市古和田240番	放課後等デイサービス	令和8.4.1	2550400242
とっとれ	草津市若草五丁目8番地1	合同会社FESTINALENTE	草津市渋川一丁目2番26-1002号	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	令和8.4.1	2550600650
多機能障がい児通所支	守山市守山六	株式会社びわ	野洲市小篠原	児童発達支援 放課後等デイサー	令和8.4.1	2550700435

援オリーブのはっぱ	丁目8-14	コーナリング	2168番地9	ビス		
-----------	--------	--------	---------	----	--	--

滋賀県告示第197号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
放課後等デイサービス 青い鳥	草津市追分六丁目19番6号	有限会社青い鳥コミュニティー	草津市追分六丁目19番6号	放課後等デイサービス	2550600361	令和8.4.1

滋賀県告示第198号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 PFI 滋賀21会館株式会社
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市別保一丁目15番38号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 コラボしが21貸会議室利用料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 農地の所在等
 - 所在および地番 甲賀市甲賀町神字唐戸川402番および甲賀市甲賀町神字唐戸川403番2
 - 地目 田
 - 面積 335㎡および192㎡
- 利用権の内容等
 - 内容 賃貸借
 - 始期 令和8年5月1日
 - 存続期間 5年2か月
 - 借賃に相当する補償金の額 10,010円
- 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号
- 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 愛知郡愛荘町松尾寺字池ノ内1615番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,605㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和8年5月1日
- (3) 存続期間 5年2か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 5円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 愛知郡愛荘町蚊野字穴田2980番1および愛知郡愛荘町蚊野字穴田2981番1
- (2) 地目 田
- (3) 面積 4,177㎡および2,938㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和8年5月1日
- (3) 存続期間 5年2か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 30円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 犬上郡豊郷町大字吉田字五郎場547番および犬上郡豊郷町大字吉田字万福寺1802番
- (2) 地目 田

- (3) 面積 1,192㎡および3,500㎡
- 2 利用権の内容等
- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和8年5月1日
- (3) 存続期間 5年2か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 20円
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号
- 4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 農地の所在等
- (1) 所在および地番 犬上郡豊郷町大字吉田字石賀2092番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 2,209㎡
- 2 利用権の内容等
- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和8年5月1日
- (3) 存続期間 5年2か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 10円
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号
- 4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

一般競争入札の公告

滋賀県北部産業技術共創センターの新庁舎試験機器移設業務に係る契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
- (1) 契約業務名および数量 滋賀県北部産業技術共創センターの新庁舎試験機器移設業務 一式
- (2) 契約業務の内容等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約成立の日から令和8年10月20日(火)まで
- (4) 履行場所
- ア 移転元
- (7) 滋賀県北部産業技術共創センター彦根庁舎(彦根市岡町52番地)
- (8) 滋賀県北部産業技術共創センター長浜庁舎(長浜市三ツ矢元町27番39号)
- イ 移転先 滋賀県北部産業技術共創センター(米原市梅ヶ原2230番2号)
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の分類で登録されている者であること。

営業種目 大分類:役務 中分類:機器装置等保守点検

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 平成28年4月以降に国公立理工・医学系大学または、公的研究機関の実験機器および薬品類の移転において、契約金額3億円以上の業務実績を有すること。ただし、同一敷地内での移設業務は当該実績には含まない。なお、JVの場合は、代表構成員が当該実績を有すること。

(6) 仕様書に記載のAランクに該当する全ての機器のメーカーまたはメーカーが指定する業者から履行証明書が得られること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、2(5)および2(6)で示す要件を満たす者であることを証明する書類を(1)の提出期限までに(2)の提出場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格を有する旨の審査結果通知書の交付を受けること。また、入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から当該提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(1) 提出期限 令和8年4月24日(金)17時

(2) 提出場所 滋賀県商工労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3794

4 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県商工労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3794 F A X 077-528-4876 電子メール fd00@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和8年4月3日(金)から令和8年5月1日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。初日は13時から17時までとし、最終日は9時から正午までとする。)

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 入札参加者は必ずアおよびイの両方の説明会に出席すること。出席者は入札参加者1者当たり2名以内とする。

ア 令和8年4月13日(月)10時から 滋賀県北部産業技術共創センター長浜庁舎(長浜市三ツ矢元町27番39号)

イ 令和8年4月13日(月)14時から 滋賀県北部産業技術共創センター彦根庁舎(彦根市岡町52番地)

(5) 質問および回答の方法等

ア 質問の方法 質問は、次のいずれかの方法により行うこと。

(ア) 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する方法

(イ) 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはF A Xにより(1)に示す場所へ提出する方法

イ 質問の期間 令和8年4月3日(金)13時から令和8年4月14日(火)正午まで

ウ 回答の方法 令和8年4月17日(金)正午を目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムで回答を公開する。

(6) 入札書の受領期間 令和8年4月17日(金)13時から令和8年5月1日(金)正午まで

(7) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(6)の入札書の受領期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙(指定様式)の入札書を(6)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙(指定様式)の入札書を(6)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(8) 開札の日時および場所 令和8年5月1日(金)13時 滋賀県商工労働部イノベーション推進課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法
 - (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
- 10 支払条件
 - (1) 前金払 行わない。
 - (2) 部分払 行わない。
- 11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Complete set of relocation services for Northern industrial research center of Shiga pref
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, May 1, 2026
- (3) For further information, contact : Innovation Promotion Division, Department of Commerce, Industry, and Labor, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL + 81-77-528-3794

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年4月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野雅穂

事業所	事業所の	申請者の名称および	主たる事務所	サービス	指定年月日	介護保険
-----	------	-----------	--------	------	-------	------

の名称	所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	の所在地	の種類		事業所番号
シンシア彦根鳥居本	彦根市鳥居本町1389-1	株式会社グローバル総合研究所 代表取締役 鷺見厚司	愛知県名古屋 市千種区内山三丁目10番17号今池セントラルビル5階	通所介護	令和7.11.1	2570201810

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年4月3日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
坂田デイサービスセンター	米原市野一色1136番地	社会福祉法人青祥会 理事長 畑下嘉之	長浜市加田町3360番地	通所介護	2572400014	令和8.3.31

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年4月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
シンシア彦根鳥居本	彦根市鳥居本町1389-1	株式会社グローバル総合研究所 代表取締役 鷺見厚司	愛知県名古屋 市千種区内山三丁目10番17号今池セントラルビル5階	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和7.11.1	2570201810

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年4月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会北デイサービスセンター	彦根市馬場一丁目5番5号	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 会長 磯谷直一	彦根市平田町670番地	通所介護	2570200051	令和8.3.31

ンター						
愛ユーケア サービス訪 問介護事業 所	愛知郡愛荘町 石橋905番地	株式会社愛ユーケア サービス 代表取締役 竹中仁 美	愛知郡愛荘町 石橋905番地	訪問介護	2571700026	令和8.3.31

